平成２４年（フ）第２３号
千葉県南房総市千倉町瀬戸2599番地１　安田荘
債務者　熊井　吉彦
１　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２４年（フ）第２４号
千葉県鴨川市東町232番地１　102
債務者　大倉　善徳
１　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２４年（フ）第８２号
長野県上田市常磐城660番地３
債務者　大森　　薫
１　決定年月日時　平成24年９月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第１０６号
長野県千曲市大字屋代3143番地３　県営高ヶ原２―306号、前住所長野県千曲市大字粟佐1542番地１
債務者　山崎　寿喜
１　決定年月日時　平成24年９月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第２５５号
岐阜県瑞穂市穂積1650番地１
債務者　今井はるみ
１　決定年月日時　平成24年９月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第２６３号
岐阜市本荘中ノ町７丁目35番地１
債務者　和田ひとみ
１　決定年月日時　平成24年９月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第２７２号
岐阜県各務原市川島河田町925番地70　コーポサンシャイン203
債務者　河野　達徳
１　決定年月日時　平成24年９月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第２８８号
岐阜市高田５丁目19番14―２号　グラース・アンジュ101号室
債務者　堀内　友行
１　決定年月日時　平成24年９月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第３１２号
岐阜市徹明通５丁目４番地　尾関ビル302号室
債務者　長谷川秀子
１　決定年月日時　平成24年９月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第４２３号
兵庫県加古郡稲美町加古4752番地
債務者　吉田　浩二
１　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第４２４号
兵庫県高砂市北浜町北脇32番地の１
債務者　吉野　早苗
１　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第１７９号
奈良市青山１丁目１番地11―503号
債務者　山本　正之
１　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第２９３号
奈良市鳥見町４丁目３番地の１　富雄団地43―206号
債務者　曾根　清子（旧姓惣明）
１　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第７６７号
広島県廿日市市阿品台西２番36―302号
債務者　久保　憲子
１　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８５号
愛媛県今治市喜田村５丁目17番18号
債務者　門家　明美
１　決定年月日時　平成24年９月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２４年（フ）第６６号
福岡県柳川市三橋町中山882番地３
債務者　近藤　栄治
１　決定年月日時　平成24年９月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２４年（フ）第６７号
福岡県柳川市三橋町中山882番地３
債務者　近藤美佐子
１　決定年月日時　平成24年９月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２４年（フ）第８９号
福岡県田川市西本町３番61号　コーポにしひろ207号
債務者　沼口　洋子
１　決定年月日時　平成24年９月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
福岡地方裁判所田川支部